

「北海道新幹線札幌トンネル工事に伴う要対策土の受入候補地に関する陳情」の補足資料その2

令和5(2023)年9月20日

有害掘削土から手稲の水と安全・健康を守る会

札幌市と鉄道・運輸機構は、手稲区金山の要対策土受入候補地は土砂災害警戒区域(I-01-0960)から離れているので影響は無いと説明しています。しかし、なぜ土砂災害警戒区域に指定されているのでしょうか。守る会は国土地理院の地図・空中写真サービスを利用し、理由を調査しました。

採石場が稼働していた昭和60(1985)年9月28日(写真①)と閉山前の平成5年(1993)年7月2日(写真②)、そして閉山後の令和2(2020)年8月22日(写真③)の空中写真を比較すると、写真の黄色い線で囲んだ部分は現在の法面(のりめん)よりも深く掘り下げて採石していたことが読み取れます。その後閉山が近づくにつれて盛土を行い、法面を作ったことが画像から読み取れます。この盛土による法面が、土砂災害警戒区域に指定されている理由であると推測できます。

つまり、鉄道・運輸機構の計画は、盛土による法面の上部に要対策土を盛土しようとしているのです。これは事前調査をするまでもなく、盛土するには危険で、不適切な場所ではないでしょうか。

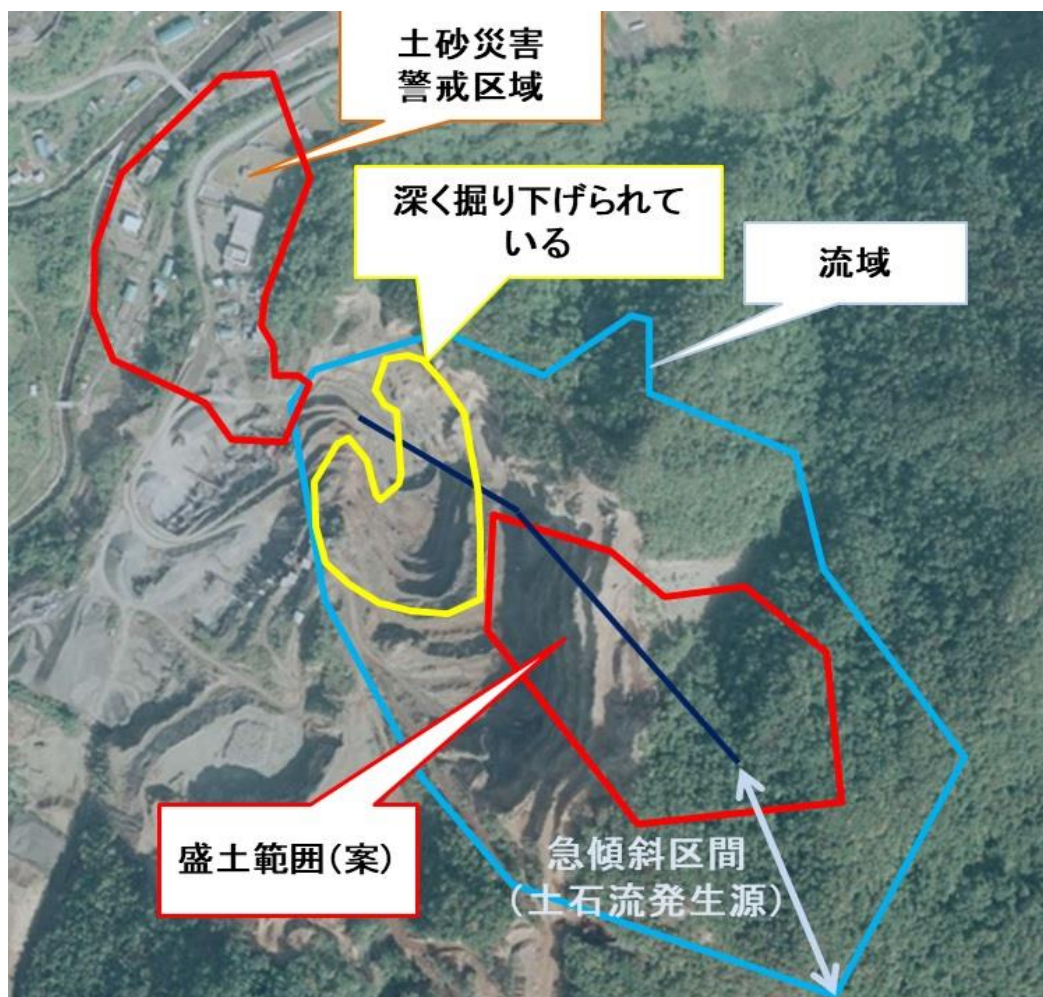
令和3(2021)年7月に静岡県熱海市で発生した、大雨による大規模な土石流災害等を教訓として土地の用途に関わらず危険な盛土等を包括的に規制するための盛土規制法が、令和5年5月26日に施行されました。

札幌市も気候変動が原因と思われる、経験したことのない大雨が降り、市内各地で冠水や土砂の流出などの被害が発生しています。行政に不作為があれば札幌市は責任を問われることになります。

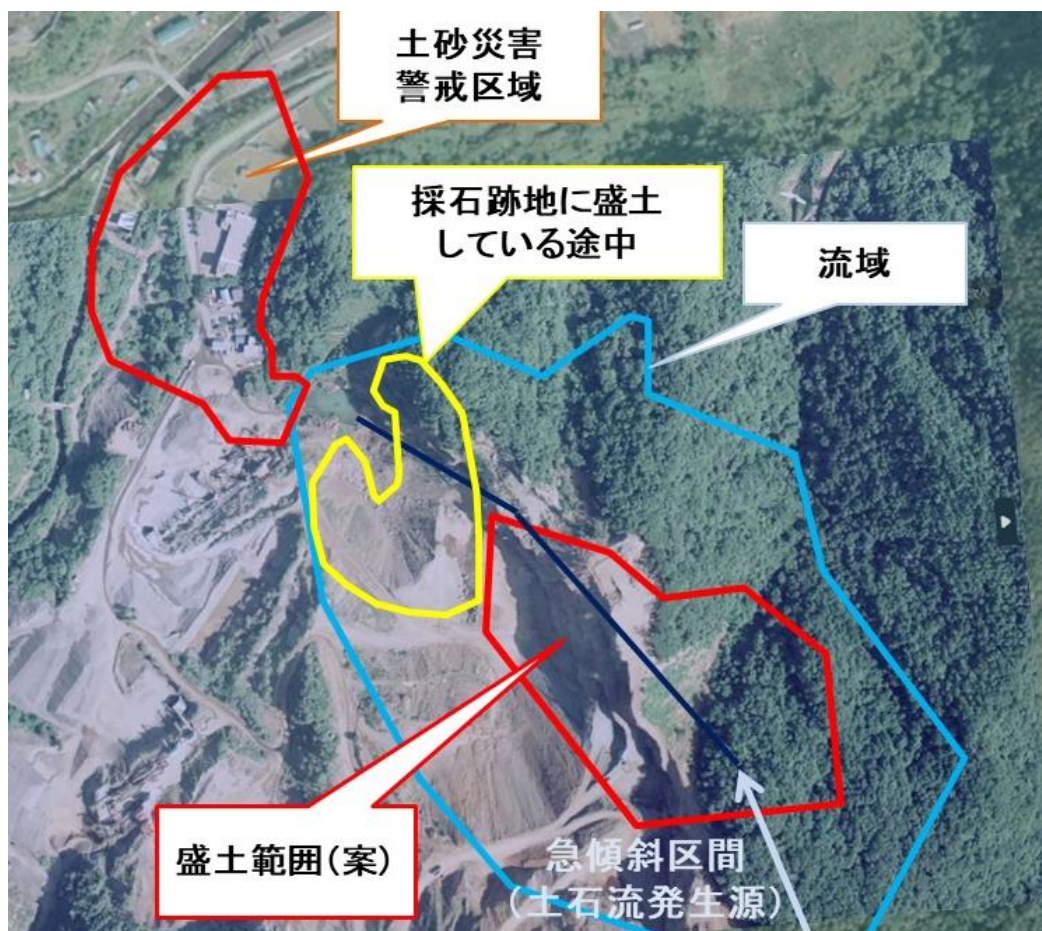
したがって、手稲金山の採石場跡地を要対策土受入候補地から除外することを強く求めます。

出典:国土地理院 地図・空中写真サービス

写真①昭和60(1985)年9月28日の空中写真(CHO852-C10-11)



写真②平成5(1993)年7月2日の空中写真(CHO931-C4-5)



写真③令和2(2020)年8月22日の空中写真(CHO20201-C13-8)

